3　工事内容
①　工場製作工１式、工場製品輸送工１式、鋼橋架設工１式、鋼橋現場塗装工１式、床版工１式、鋼橋足場等設置工１式、仮設工１式
②　工場製作工１式、工場製品輸送工１式、鋼橋架設工１式、鋼橋現場塗装工１式、床版工１式、鋼橋足場等設置工１式、仮設工１式
4　工事区分
①　鋼橋上部工事
②　鋼橋上部工事
5　資格審査申請書の受付期間及び受付場所
⑴　受付期間　令和４年10月21日から令和４年11月21日まで。土曜日、日曜日及び祝日を除く、毎日９時00分から17時15分まで。
⑵　受付場所　〒900―0006 沖縄県那覇市おもろまち２丁目１番１号　沖縄総合事務局開発建設部管理課契約管理係　ＴＥＬ098―866―0031（内線2541）
6　共同企業体の構成員の数、資格要件等
⑴　構成員の数　最大３社とする。
⑵　構成員の組合せ　当局による一般競争参加資格のうち「鋼橋上部工事」に係る競争参加資格を有する者の組合せとする。
⑶　構成員の資格要件　全ての構成員が、本工事に係る入札公告に定められた「競争参加資格」に掲げる条件を満たす者とする。
⑷　出資比率　全ての構成員が、均等割の10分の６以上の出資比率であるものとする。
⑸　代表者の要件　代表者は、より大きな施工能力を有し、かつ、出資比率が構成員中最大であるものとする。
⑹　有効期間　特定建設工事共同企業体の有効期間は、次の各号に掲げる者の区分に応じ当該各号に定める期間とする。
①　発注工事の契約の相手方となった者　競争参加資格が有ると認定された時から工事の請負代金の完成払をした時まで。
②　発注工事の契約の相手方とならなかった者　競争参加資格が有ると認定された時から契約の相手方が確定した時まで。
7　資格審査申請書類
⑴　一般競争（指名競争）参加資格審査申請書
⑵　共同企業体等調書
⑶　経審結果通知書の写し
※令和３・４年度の競争参加資格審査の申請において用いたものに限る。
⑷　共同企業体協定書の写し
8　資格審査結果の通知
資格審査の結果は、特定建設工事共同企業体資格認定通知書により通知する。
9　その他
⑴　共同企業体の名称は、「○○○・□□□（会社名等）特定建設工事共同企業体」とする。
⑵　共同企業体の資格審査申請をする者は、併せて支出負担行為担当官沖縄総合事務局開発建設部長　坂井功が公告する入札参加資格の確認を受けること。
⑶　申請手続について不明な点があれば、次に照会すること。
上記５⑵に同じ。

招　請

意見招請に関する公示

次のとおり調達物品等の仕様書案の作成が完了したので、仕様書案に対する意見を招請します。
令和４年10月20日
支出負担行為担当官
国税庁長官官房会計課長　奈良井　功
◎調達機関番号　015　◎所在地番号　13
1　調達内容
⑴　品目分類番号　71、27
⑵　購入等特定役務及び数量　令和５年度法人番号システムに係る運用支援業務の委託　一式
2　意見の提出方法
⑴　意見の提出期限　令和４年11月10日17時00分
⑵　提出先　〒100―8978 東京都千代田区霞が関３－１－１　東受付室内入札説明室（郵送の場合は下記５）
3　仕様書案の交付
⑴　交付期間　令和４年11月10日まで
⑵　交付場所　上記２⑵に同じ
ただし、仕様書（案）は「電子調達システム」を利用して入手することができる。
4　仕様書案の説明会
⑴　開催日時　令和４年10月26日13時00分
⑵　開催場所　湯島地方合同庁舎２階　法人番号管理室会議室
5　問い合わせ先　国税庁長官官房会計課契約第一係　田中　和佳　電話03―3581―4161　内線3644
6　Summary
⑴　Classification of the products to be procured : 71, 27
⑵　Nature and quantity of the products to be required : Support of 'the Corporate Number System' Management and Operation 1 set
⑶　Time-limit for the submission of comments : 17 : 00　10 November 2022.
⑷　Contact point for the notice : TANAKA Waka Procurement Section, Accounts Division, Commissioner's Secretariat, National Tax Agency, 1―1 Kasumigaseki 3-chome, Chiyoda-ku, Tokyo 100―8978 Japan. TEL 03―3581―4161 ex. 3644

意見招請に関する公示

次のとおり調達物件の仕様書案の作成が完了したので、仕様書案に対する意見を招請します。
令和４年10月20日
最高裁判所事務総局経理局長　氏本　厚司
◎調達機関番号　003　◎所在地番号　13
○第１号
1　調達内容
⑴　品目分類番号　71、27
⑵　借入件名及び数量　裁判統計データ処理システム用サーバ機器等の賃貸借（令和５年度設置分）　一式
2　意見の提出方法
⑴　意見の提出期限　令和４年11月10日正午（郵送の場合は必着のこと。）
⑵　提出先　〒102―8651 東京都千代田区隼町４－２　最高裁判所事務総局経理局用度課調査係　玉垣　電話03―3264―5873
3　仕様書案の交付
⑴　交付期間　公示日から上記２⑴まで。
⑵　交付場所　本公告の日から電子調達システムに掲載する。
4　Summary (No. 1)
⑴　Classification of the services to be procured : 71, 27
⑵　Nature and quantity of the products to be rented : Lease of server equipment, etc. for the court statistics data processing system (installed in FY 2023), 1 contract
⑶　Time limit for the submission of comments on the specifications : Noon, November 10, 2022
⑷　Contact point for the notice, delivery of the specifications, and the submission of comments : TAMAGAKI, Research Section, Supplies Division, Financial Bureau, General Secretariat, Supreme Court, 4―2 Hayabusa-cho, Chiyoda-ku, Tokyo 102―8651, Japan, TEL 03―3264―5873
○第２号
1　調達内容
⑴　品目分類番号　71、27
⑵　購入等件名及び数量　民事訴訟手続のデジタル化に係るシステム開発のための工程監理支援　一式
2　意見の提出方法
第１号の２に同じ。
3　仕様書案の交付
第１号の３に同じ。
4　Summary (No. 2)
⑴　Classification of the services to be procured : 71, 27
⑵　Nature and quantity of the service to be contracted : Support for process supervision of system development related to the digitalization of civillitigation procedures, 1 contract
⑶　Time limit for the submission of comments on the specifications : Same as No. 1 above.
⑷　Contact point for the notice, delivery of the specifications, and the submission of comments : Same as No. 1 above.
○第３号
1　調達内容
⑴　品目分類番号　71、27
⑵　購入等件名及び数量　刑事手続デジタル化に係るシステム開発のための要件定義及び調達支援業務（令和５年度開始分）　一式
2　意見の提出方法
第１号の２に同じ。
3　仕様書案の交付
第１号の３に同じ。
4　Summary (No. 3)
⑴　Classification of the services to be procured : 71, 27
⑵　Nature and quantity of the service to be contracted : Requirements definition and procurement support service for system development related to the digitalization of criminal procedure, 1 contract
⑶　Time limit for the submission of comments on the specifications : Same as No. 1 above.
⑷　Contact point for the notice, delivery of the specifications, and the submission of comments : Same as No. 1 above.